

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

-----（切り取らないでください。）-----

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住 所	受付日付印
氏 名 殿	

受付団体名	
-------	--

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

【平成28年1月1日以降の寄附について】

平成28年1月1日以降の寄附について「ワンストップ特例」を申請する際には、申告特例申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

また、添付書類として個人番号の確認が出来るもの、及び身元（実存）確認が出来るもの送付してください。

[以下のイ～ロのいずれかの書類を添付してください。]

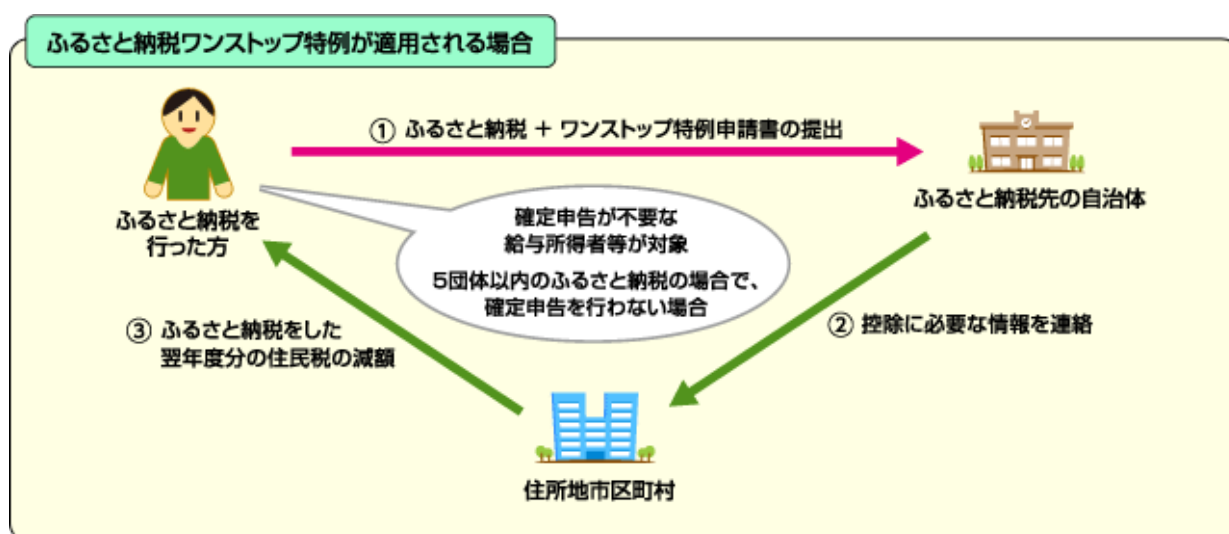
- イ： 個人番号カードの表、裏面の写し ※個人番号カードとは、マイナンバーが記載された顔写真付きのカードです。
- ロ： 個人番号通知カード又は住民票（個人番号付）と顔写真付きの本人確認できる書類の写し（運転免許証、パスポートなど）
- ハ： 個人番号通知カード又は住民票（個人番号付）と公的書類の写し2点（保険証、税金・公共料金の領収書など）

【ふるさと納税ワンストップ特例の対象者】

対象となる方は、以下の2つの条件を満たす方に限られます。

- ① ふるさと納税の寄附控除を受ける目的以外で、所得税や住民税の申告を行う必要がない方
（地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者）
- ② その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方
（地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者）

※確定申告が必要な自営業者等の方や、給与所得者でも医療費控除等を受けようとする方などは対象となりません。



(裏面に続く)

特例の適用申請後に、転居による住所変更等、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税を行った翌年の1月10日までに、ふるさと納税先の自治体へ変更届出書を提出してください。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税についての控除を受けるためには、これまで同様に確定申告を行う必要があります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。